

船舶事故調査報告書

令和2年6月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成31年3月26日 08時10分ごろ
発生場所	北海道野付半島東方沖 野付埼灯台から真方位060° 3.3海里（M）付近 （概位 北緯43° 35.4′ 東経145° 24.8′）
事故の概要	漁船第八十一やえしおは、操業中、甲板員が負傷した。
事故調査の経過	平成31年4月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八十一やえしお、9.7トン HK2-23254（漁船登録番号）、別海漁業協同組合 15.70m（Lr）×3.65m×1.32m、軽合金 ディーゼル機関、504kW（動力漁船登録票による）、平成19年 11月
乗組員等に関する情報	船長 男性 48歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年6月19日 免許証交付日 平成29年5月1日 （令和4年6月18日まで有効） 甲板員A 男性 26歳
死傷者等	軽傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか3人が乗り組み、ほたて貝桁網漁を行う目的で、平成31年3月26日05時00分ごろ、野付半島東方沖のほたて貝の地まき漁場に向け、尾岱沼漁港を出港した。（写真1参照）



写真1 本船

本船は、05時40分ごろ漁場に到着し、船長を除く乗組員4人が前部甲板上で鉄製の桁網を両舷から海中に投入する作業等を行い、船長が操舵室で操船に当たり、操業に割り当てられた海域で北西進と南東進を繰り返し、往復しながらえい網を行っていた。

本船は、船長が、2回目のえい網を終えて船首を西方に向け、桁網に取り付けたえい網用のワイヤを巻いて両舷に桁網を吊った状態で主機を中立として漂泊し、1回目のえい網で漁獲したほたて貝を選別して籠に入れ、甲板上に2段に積んだ同籠を魚倉に入れる作業を開始した。(写真2参照)



籠を降ろして収納する作業をしていた場所

写真2 操舵室前面右舷側の窓から見た前部甲板

本船は、船首クレーンから伸びるワイヤの先の金属製フック（以下「本件フック」という。）を魚倉に降ろす籠に付けたチンチョと呼ばれる二股のロープに掛けて吊っていた。(写真3、写真4、図1参照)



写真3 本件フック

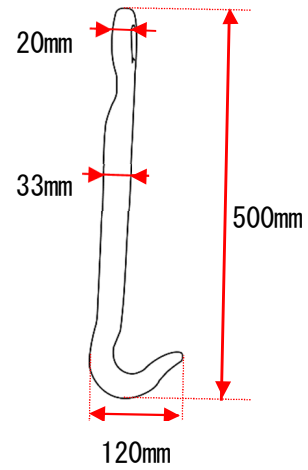


図1 本件フック



拡大

写真4 チンチヨ

本船は、甲板員Aが、前部甲板上で、2段の籠のうち、下の籠の両端にチンチヨに取り付けた金具を掛け、船長が操舵室からその様子を見ながら船首クレーンを操作して籠を魚倉に降ろした後、魚倉内の甲板員2人が籠からチンチヨの金具を外して籠を魚倉内に収納していた。(写真5、写真6参照)

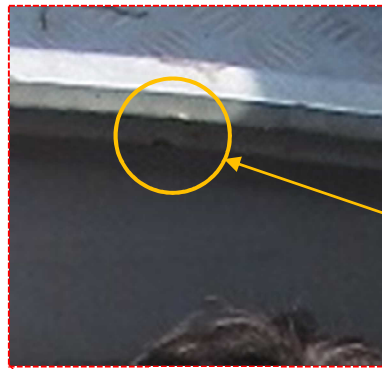
クレーン操作レバー



写真5 操舵室

写真6 クレーン操作の様子 (再現)

甲板員Aは、魚倉内で籠からチンチョが外されて、本件フックが上昇中、甲板上でチンチョを次の籠に取り付けるべく、左手で本件フックのワイヤを掴んで右手でチンチョを引き上げようとしていたところ、本件フックが魚倉口左舷側の縁に近づき、上昇していた本件フックが同縁に引っ掛かり、その直後、08時10分ごろ本件フックが縁から外れて飛んで顔面を強打し、甲板上に倒れた。(写真6参照)



本件フックが引っ掛かった場所

拡大



船首

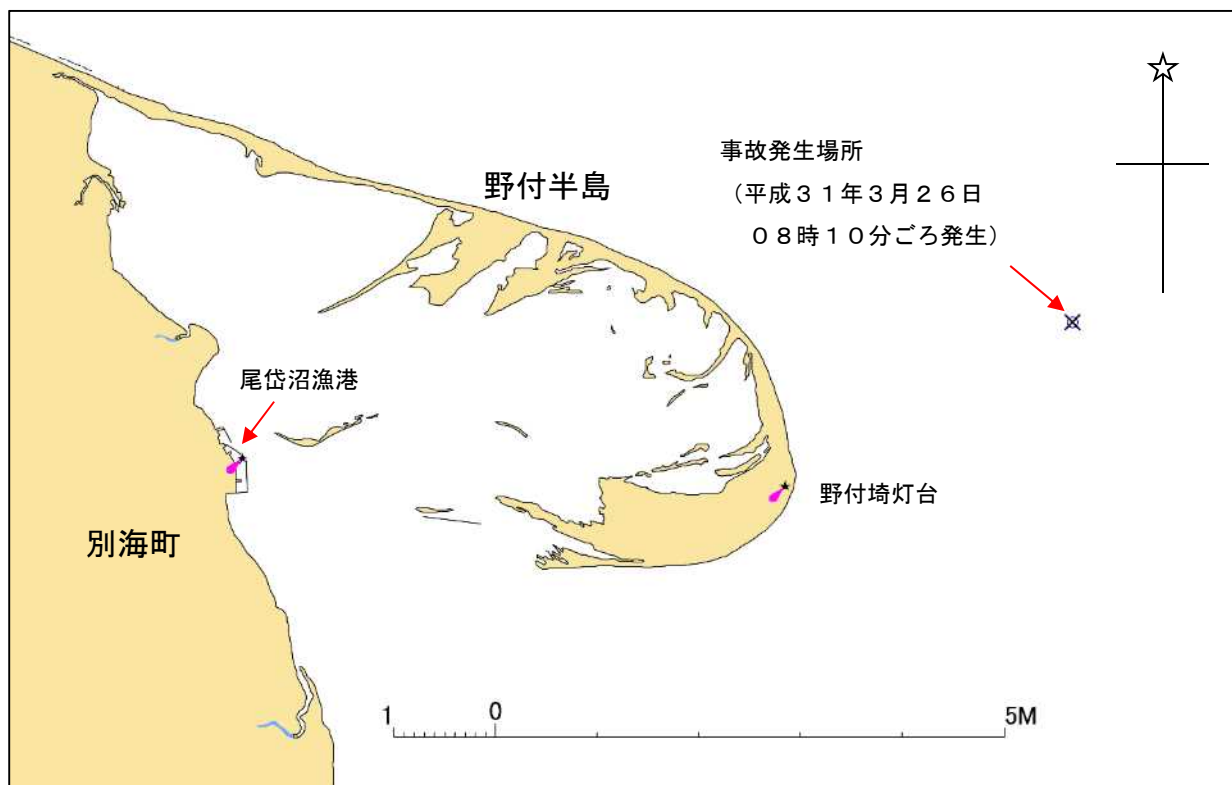
写真6 事故発生場所の状況

船長は、魚倉内に降ろした本件フックのワイヤを巻上げ側に操作

	<p>し、本件フックが上昇しながら魚倉の縁に接近するのを見て、ワイヤを巻き下げ側に操作したが、操作が間に合わず、本件フックが甲板員Aの顔に当たり、甲板員Aが倒れるのを見た。</p> <p>船長は、クレーンを停止し、操舵室を出て甲板員Aに駆け寄って本事故発生を認め、操舵室に戻って携帯電話で所属漁業協同組合に救急車の要請を行い、尾岱沼漁港に向かった。</p> <p>甲板員Aは、入港後ドクターヘリで病院に搬送され、顔面打撲傷、口唇裂創、肩打撲傷と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>本船の船首クレーンは、支柱がワイヤで固定されており、傾斜角度や向きを変えられない状態だった。</p> <p>船長は、操舵室右舷側に立ち、前面窓を通して甲板員Aの様子を見ながら、本件フックを取り付けた船首クレーンのワイヤの巻き上げと巻き下げを操作レバーで操作していた。</p> <p>甲板員Aは、ほたて貝の桁網漁に約4～5年従事した後、本船には平成30年に初めて数日乗船していたが、平成31年1月7日から同月末まで本船に初めて月単位で乗船し、3月1日から再び月単位で乗船することとなり、甲板上に積まれたほたて貝の入った籠にチンチョの金具を掛ける作業を担当していた。</p> <p>甲板員Aは、本事故発生時、カップの上下、帽子、長靴及びゴム手袋を着用しており、救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし <p>本船は、野付半島東方沖で操業中、船長が魚倉内に降ろした本件フックのワイヤを巻き上げ側に操作し、本件フックが上昇しながら魚倉の縁に接近した際、巻き下げ側への操作が間に合わず、また、甲板員Aが魚倉の縁から本件フックのワイヤを掴んでいたことから、上昇を続けた本件フックが魚倉の縁に引っ掛かり、直後に本件フックが縁から外れて飛んで甲板員Aの顔面に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が野付半島東方沖の漁場で操業中、船長が、魚倉内に降ろした本件フックを上昇させた際、巻き下げ側への操作が間に合わず、また、甲板員Aが魚倉の縁から本件フックのワイヤを掴んでいたため、上昇を続けた本件フックが魚倉の縁に引っ掛かり、直後に本件フックが縁から外れて飛んで甲板員Aの顔面に当たって負傷したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

	<ul style="list-style-type: none">・ 船長は、チンチヨに掛けたフックを巻上げ側に操作中、フックの動きに注意し、フックが魚倉の縁より下方にある間、フックが魚倉の縁に接近した場合、直ちに巻上げを停止すること。・ 乗組員は、甲板上で籠にチンチヨを掛ける作業に従事する場合、チンチヨに掛けたフックが魚倉内にあつて巻上げ側に操作されている間、フックを魚倉の縁から出来るだけ離すとともに、フックの先が縁に向かないように心掛けること。
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

付図1 事故発生場所概略図



拡大

